

○日進市空家対策に係る協力事業者登録制度要綱

平成31年1月10日

要綱第2号

改正 令和3年3月12日要綱第35号

(目的)

第1条 この要綱は、空家化の予防、空家の適切な管理又は空家の利活用(以下「空家対策」という。)に関する事業の提供ができる事業者の情報の登録を行い、その情報を公開し、空家所有者等に提供することにより、空家対策に取り組む環境を整え、空家対策の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 日進市空家の適切な管理に関する条例第2条第1号から第4号までに規定する空家等、類似空家等、特定空家等及び特定類似空家等をいう。
- (2) 空家所有者等 空家若しくは空家化の可能性のあるものの所有者若しくは管理者又は空家周辺の住民若しくは空家を利用しようとする者をいう。
- (3) 協定締結団体 空家対策を円滑に実施することを目的として、市と協定を締結している団体をいう。

(協力事業者)

第3条 空家対策に関する事業の提供ができる事業者(以下「協力事業者」という。)として登録することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次条第1号から第3号までに掲げる事業を登録する場合は、県内に本店、支店、営業所又は事業所を有していること。
- (2) 定款又はそれに準ずるものを定めていること。
- (3) 日進市暴力団排除条例(平成24年日進市条例第22号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 日進市税又は所在市町村の市町村民税を滞納していない者であること。
- (5) 自らが行う協力事業について、パンフレット、ホームページ、電話相談等で広報を行うことができる者であること。

- (6) 登録しようとする協力事業に関して必要な許可を受け、免許等の資格を有して行っているものであること。

(協力事業の種類)

第4条 協力事業者として登録する事業の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 空家の管理
- (2) 空家の処分
- (3) 空家の利活用
- (4) 空家に関する総合相談
- (5) その他空家対策に関する事業として市長の認めるもの

(協力事業者の登録)

第5条 協力事業者として登録しようとする者は、日進市空家対策に係る協力事業者登録申請書(第1号様式)に、次の各号に定める書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、協定締結団体については、当該申請をした者とみなす。

- (1) 誓約書(第2号様式)
- (2) 登録しようとする協力事業に関して必要な許可等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、適切であると認めるときは、協力事業者の名簿を作成し、その旨を日進市空家対策に係る協力事業者登録通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、登録した内容について公開し、必要に応じて空家所有者等に提供するものとする。

(登録内容の変更)

第6条 前条第2項に規定する登録通知書による通知を受けた協力事業者は、当該登録事項に変更があったときは、日進市空家対策に係る協力事業者登録事項変更届出書(第4号様式)により市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第7条 協力事業者は、登録を取り消したいときは、日進市空家対策に係る協力事業者登録取消届出書(第5号様式)により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その登録を取り消すものとする。

3 第1項の場合のほか、市長は、次のいずれかに該当する者の登録を取り消すものと

する。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなった者
- (2) 第5条第1項第1号に規定する誓約書に掲げる誓約事項に違反した者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めた者

4 市長は、前2項の規定により登録を取り消したときは、その旨を日進市空家対策に係る協力事業者登録取消通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(事業の内容等に係る協議等)

第8条 提供される事業の内容、料金その他必要な事項についての協議及び決定は、協力事業者と空家所有者等の当事者間で行うものとし、市はこれに関与しない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月12日要綱第35号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

日進市長 あて

申請者 所在地
法人名又は団体名
代表者氏名

日進市空家対策に係る協力事業者登録申請書

日進市空家対策に係る協力事業者登録制度要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

事業者の名称	
所在地	
電話番号	
ファクシミリ	
電子メールアドレス	
ホームページアドレス	
登録する事業の種類 ※該当するものに○をつけてください。	空家の管理
	空家の処分
	空家の利活用
	空家に関する総合相談
	その他（ ）
備考	

添付図書

- 1 誓約書（第2号様式）
- 2 登録しようとする協力事業に関して必要な許可等の写し
- 3 その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

日進市長 あて

所在地

法人名又は団体名

代表者氏名

誓約書

私は、日進市空家対策に係る協力事業者登録申請に当たり、日進市空家対策に係る協力事業者登録制度要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨等を理解した上で、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私は、要綱第3条の規定に基づく以下の要件を満たしています。
 - (1) 要綱第4条第1号から第3号までに掲げる事業を登録する場合は、県内に本店、支店、営業所又は事業所を有していること。
 - (2) 定款等を定めていること。
 - (3) 日進市暴力団排除条例（平成24年日進市条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
 - (4) 日進市税又は所在市町村の市町村民税を滞納していない者であること。
 - (5) 自らが行う協力事業について、パンフレット、ホームページ、電話相談等で広報を行うことができる者であること。
 - (6) 登録しようとする協力事業に関して必要な許可を受け、免許等の資格を有して行っているものであること。
- 2 本制度を介して発生した問題等について、市に一切関与させないこと。
- 3 空家所有者等から相談等を受けた際は、誠意をもって対応すること。
- 4 その他登録に関し、市長からの指示事項には、誠意をもって対応すること。

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

日進市長

印

日進市空家対策に係る協力事業者登録通知書

年 月 日付で申請のありました日進市空家対策に係る協力事業者登録については、下記のとおり登録が完了したので、日進市空家対策に係る協力事業者登録制度要綱第5条の規定に基づき通知します。

記

登録日： 年 月 日

※変更等が生じた場合は、速やかに手続を行ってください。

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

日進市長 あて

申請者 所在地
法人名又は団体名
代表者氏名

日進市空家対策に係る協力事業者登録事項変更届出書

日進市空家対策に係る協力事業者登録制度要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり登録事項の変更について届け出ます。

記

変更内容	
------	--

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

日進市長 あて

申請者 所在地
法人名又は団体名
代表者氏名

日進市空家対策に係る協力事業者登録取消届出書

日進市空家対策に係る協力事業者登録制度要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり日進市空家対策に係る協力事業者登録を取り消したいので届け出ます。

記

取消理由	
------	--

第6号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

日進市長

印

日進市空家対策に係る協力事業者登録取消通知書

日進市空家対策に係る協力事業者登録制度要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり日進市空家対策に係る協力事業者登録を取り消したことを通知します。

記

1 取消の理由

第1号様式(第5条関係)

第2号様式(第5条関係)

第3号様式(第5条関係)

第4号様式(第6条関係)

第5号様式(第7条関係)

第6号様式(第7条関係)